

総会

配布：一般

2014年10月3日

原文：英語

人権理事会

第27会期

議事日程議題4

理事会の注意を要求している人権状況

人権理事会により採択された決議

27/16 シリア・アラブ共和国における人権および人道状況の継続している深刻な悪化

人権理事会は、

国際連合憲章に基づき、

シリア・アラブ共和国に関する全ての従前の人権理事会諸決議を再確認し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対する理事会の強い公約もまた再確認し、

人権状況の深刻な悪化および、国際人道法に違反した、無差別殺人と文民を文民として故意に標的とすること、並びに党派間の緊張を扇動する可能性のある暴力行為を非難し、

2014年2月22日の2139(2014)および2014年7月14日の2165(2014)の安全保障理事会諸決議を歓迎し、その履行がないことに深刻な懸念を表明し、そして迅速、安全且つ妨害のない人道的アクセスを求めるその要求に留意し、

シリア担当国際連合特別代表としてのステファン・デ・ミストゥーラの任命および政治的解決を見つけだすことを目的とした外交努力もまた歓迎し、

2014年8月15日の安全保障理事会決議2170（2014）に対する理事会の公約を再確認し、

国際連合人権高等弁務官によりまた人権理事会の特別手続により行われた、人道に対する罪および戦争犯罪がシリア・アラブ共和国において犯されてきたようであるとの声明を想起し、そして事態を国際刑事裁判所に付託するという安全保障理事会への高等弁務官によるくり返された勧奨に留意し

シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の見解そしてまた現在のシリア体制により投獄された人の拷問や処刑に関して2014年1月に「シーザー」により提示された証拠に含まれた主張について最大限の懸念を表明し、そしてそれらの主張および同様の証拠が、将来の責任追求活動のために、収集され、調査されそして利用可能とされる必要性を強調し、

シリア当局が調査委員会と協力しないことを強く非難し、

1. シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の報告書を歓迎し、また調査委員会の活動の重要性および将来の責任追求活動を支援するために収集された情報、とりわけ国際法を侵害している容疑者に関する情報に留意する。

2. シリア当局が、調査委員会とシリア・アラブ共和国全土における調査委員会の迅速、完全且つ拘束を受けないアクセスを与えることによるものを含んで、十分に協力することを要求する。

3. 国際人権法のあらゆる違反および虐待並びに一般住民に対して犯された国際人道法のあらゆる違反、とりわけ文民密集地区および民間社会資本に対する樽爆弾の使用に関するものを含む、全ての無差別攻撃を強く非難し、そして全ての当事者が医療施設および学校を直ちに非武装化した国際法の下での自らの義務を遵守することを要求する。

4. シリア・アラブ共和国全土の収容所における苦痛や拷問に関する調査委員会および国際連合人権高等弁務官事務所からの報告に理事会の深い懸念を表明する。

5. 適切な国際的な監視機関が、調査委員会の報告書において言及された軍事施設を含む、政府の刑務所および収容所の中の被収容者へのアクセスを認められることを求める。

6. 悲惨な条件で収容され、医療援助や食糧を拒絶されそして拷問の対象となっている政府の施設の受刑者に関する調査委員会の報告書についてまたアレッポ中央刑務所および他の勾留施設に到着する食糧や医療救急品に対して、ジャブハット・アル・ヌスラを含む、多くの集団によりつけられた制限について深刻な懸念を表明する。

7. 政府の収容所における、情報機関により行われたものを含む、性的暴力の広範な使用の報告を強く非難し、そしてそのような行為は国際人道法および国際人権法の違反を構成する可能性があることに留意する。

8. 強制失踪についてのシリア当局の責任を再確認し、そして強制失踪のシリア当局の使用は、人道に対する罪に等しいという調査委員会の判断に留意し、また政府が仲介した停戦の後の対象を若い男に特定した失踪もまた非難する。

9. シリア当局がシリア住民を保護するその責任を叶えることを要求する。

10. 非政府武装集団、中でも注目すべきはいわゆるイラクおよびレバントにおけるイスラム国により実行された拉致、人質をとること、外部との接触を断たれた勾留、拷問および殺人を含む慣行を強く非難し、そしてそのような行為は人道に対する罪に相当する可能性があることを強調する。

11. 非国家武装集団により管理されている勾留施設における拷問の申立に深刻な懸念を表明し、そしてそのような行為は、国際人道法の違反および人権侵害を構成することを強調する。

12. シリア当局および反体制派武装集団による人権擁護者の拉致、外部との接触を断たれた勾留および拷問について格別な懸念を表明し、そして彼らの迅速且つ無条件の解放を求める。

13. シリア・アラブ共和国におけるあらゆる外国人テロ戦闘員の介入および体制のために戦っているそれら外国人戦闘員、とりわけ地域からの民兵集団、を強く非難し、そして彼らの関与およびシャビハのような他の民兵が、同地域における重大な悪影響を有する、悪化している人権および人道状況をさらに悪化させていることに、深い懸念を表明する。

14. 彼らまたは反体制派集団を支援していると容疑をかけられた彼らの親戚に対する政府軍による恣意的な逮捕、勾留、虐待および子どもの拷問をまた強く非難する。

15. シリア当局、いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国並びに他の全ての集団が、シリアおよび非シリア国民双方の、文民の恣意的勾留を停止させ、また勾留された全ての文民を解放することを要求する。

16. シリア当局が、外部との連絡を絶たれた勾留を終わらせそして勾留条件が国際法に適合することを確保することをまた要求し、そしてシリア当局に対し、全ての勾留施設の一覧表を公表することを求める。

17. ジャーナリストおよびメディアの活動家、人権擁護者、人道支援提供者に対して犯されたあらゆる違反および侵害を非難し、またシリア・アラブ共和国における抗議および人権違反並びに侵害を報道することにおける彼らの役割を認識する。

18. シリア・アラブ共和国における、国際法で禁止されている化学兵器および全ての無差別な戦争の手段の使用を強く非難し、そしてシリア当局が、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の違反を構成しそして国際法の下で禁止されている、違法な兵器として塩素ガスをくり返し使用してきたという調査委員会の調査結果に深刻な懸念をもって留意する。

19. その中で人道に対する罪および戦争犯罪が、シリア・アラブ共和国の領域内で、犯されてきたことまた犯され続けていることを調査委員会が判断している、行われた犯罪の総数および型を含む、調査委員会の報告に留意する。

20. 国際刑事裁判所は、国家が調査または訴追を純粹に実行する意思がないかまたはできない場合そのような犯罪に対する刑事責任の免除を終わらせることを支援するために設立されたこともまた留意する。

21. 国際人道法の違反または人権違反や侵害に対して責任を有する全ての者が、適切な公正且つ独立した国内または国際的な刑事裁判手続きを通して、責任を問われることを確実にする必要性を強調し、そして国際刑事裁判所がこれに関連して果たすことができる重要な役割に留意しつつ、この目標に向けた現実的な措置を追求する必要性を強調する。

22. 包括的且つ信頼に足る対話の文脈において、シリア国民が国際法の甚だしい違反および濫用に対する正義、和解、真実および責任、並びに犠牲者のための賠償および効果的な救済を達成する適切な過程および手続を決定すべきことを再確認する。

23. ジェンダー、宗教および民族性に関わりなく、全ての国民が平等である、市民の、民主的なそして多民族の国家に対するシリア国民の合法的憧れを叶えるシリア危機に対する政治的解決を見いだすための国際的な努力に対する理事会の公約もまた再確認する。

24. 暴力から逃げている難民および国内避難民の増大している数に深い懸念を表明し、そして近隣諸国における大規模な難民人口の存在の社会経済的結果を認める一方で、シリア難民を受け入れているこれら諸国の取組を歓迎する。

25. 戦闘の方法としての文民の飢餓は国際法の下で禁止されていることを強調しつつ、どこの地域からのものであれ、文民に対する人道的援助の意図的な拒絶、そしてとりわけ文民地区に対するシリア当局の医療支援の拒絶および給水や衛生サービスの打ち切りを強く非難する。

26. 全ての資金供与者を含む、国際社会に対し、責任分担の原則を強調する一方で、シリア難民の増大している人道的必要性に対応することを受入諸国に可能にするための緊急の財政的支援を提供することを促す。

27. 国際社会の全ての構成員に対し、シリア人道アピールに迅速に対応することおよび従前の

誓約を遂行することを求める。

28. シリアの当事者について影響力を持つこれら諸国に対し、紛争の当事者が建設的にまた暫定的な統治機関の構成に対するジュネーブ・コミュニケにおいてなされた呼びかけを基礎として交渉することを奨励するためのあらゆる措置を講じることを促す。

29. 調査委員会の全ての報告書および口頭での最新情報を、総会を含む国際連合の全ての関連機関および適切な行動のために事務総長に伝えることを決定する。

30. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 39 回会合

2014 年 9 月 25 日

[32 対 5、棄権 10 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、コスタリカ、コートジボワール、チェコ共和国、エストニア、フランス、ガボン、ドイツ、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、クウェート、モルディブ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ペルー、大韓民国、ルーマニア、サウジアラビア、シエラレオネ、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

反対：

アルジェリア、中国、キューバ、ロシア連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）

棄権：

コンゴ、エチオピア、インド、カザフスタン、ケニヤ、ナミビア、パキスタン、フィリピン、南アフリカ、ベトナム]